

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	総事業費 (単位: 千円)	交付対象 経費 (単位: 千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始 期	事業終 期
1	—	令和6年度南阿蘇村物価高騰対応重点支援給付金(7万円給付)[R5補正物価高騰対策給付金]	31,585	31,585	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1503世帯×70千円のうちR6計画分 事務費1639千円 事務費の内容 [役務費(郵送料等) 業務委託料 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (1503世帯)	R6.2	R7.2
2	—	令和6年度南阿蘇村物価高騰対応重点支援給付金(給付金・定額減税一体支援枠分)[R5補正物価高騰対策給付金]	111,854	111,854	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 351世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 146世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 108世帯×100千円、子ども加算 332人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 3434人(84510千円)のうちR6計画分 事務費 5244千円 事務費の内容 [役務費(郵送料等) 業務委託料 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(605世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(3434人)	R6.2	R7.2
3	—	南阿蘇村価格高騰重点支援金事業 (※令和6年度住民税均等割非課税世帯(3万円) +子ども加算(2万円) +不足額給付 (令和6年度低所得世帯支援枠等))	63,850	63,850	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 1800世帯×30千円、子ども加算 400人×20千円のうちR6計画分 事務費 1850千円 事務費の内容 [業務委託料 その他 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1800世帯)	R7.2	R7.3 以降
4	・中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	運送業者等燃料費支援給付金	869	869	①燃料価格の高騰を受け、道路貨物運送事業者等は事業存続の岐路に直面している。このことにより道路貨物運送事業者の事業継続を支援するため、給付金を支給する。 ②道路貨物運送事業者への給付金 (1者上限500,000) 500千円+369千円=869千円 ③中・大型貨物車両(4t以上~)44千円×19台=836千円 小型貨物車両(4t未満)21千円×5台=105千円 ④村内の道路貨物運送事業者	R6.12	R7.3
5	・エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(学校給食費補助)	6,182	3,268	①学校給食の材料価格が物価高騰し、給食の質の低下及び量の不足が危惧される。これを補うため学校給食会計からの支出増が見込まれることから保護者(子育て世帯)の給食費負担増額を軽減することを目的とし、南阿蘇村学校給食運営委員会に補助する。 ②給食材料費の補助 6,182千円 ③・小学校 40円/食×16日/月×430人×12か月=3,302,400円 ・中学校 60円/食×16日/月×250人×12か月=2,880,000円 ・小学校一食当たり260円+40円(食材費高騰分) ・中学校一食当たり290円+60円(食材費高騰分) ・その他の財源「No.13物価高騰対策事業(学校給食費補助_R6補正分)」(R6_補正)2,914,000円 ④南阿蘇村学校給食運営委員会 教職員は除く。	R6.4	R7.3

6	・エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策事業(学校給食費補助_R6補正分)	6,182	2,914	<p>①学校給食の材料価格が物価高騰し、給食の質の低下及び量の不足が危惧される。これを補うため学校給食会計からの支出増が見込まれることことから保護者(子育て世帯)の給食費負担増額を軽減することを目的とし、南阿蘇村学校給食運営委員会に補助する。</p> <p>②給食材料費の補助 6,182千円</p> <p>③・小学校 40円/食×16日/月×430人×12か月=3,302,400円 ・中学校 60円/食×16日/月×250人×12か月=2,880,000円 ・小学校一食当たり260円+40円(食材費高騰分) ・中学校一食当たり290円+60円(食材費高騰分) ・その他の財源「No.12物価高騰対策事業(学校給食費補助)」(R5_補正)3,268,000円</p> <p>④南阿蘇村学校給食運営委員会 教職員は除く。</p>	R6.4	R7.3 以降
---	------------------------------	-------------------------	-------	-------	--	------	------------

※『3. 南阿蘇村価格高騰重点支援金事業 (※令和6年度住民税均等割非課税世帯 (3万円) +子ども加算 (2万円) +不足額給付)』は令和7年度へ繰越し